

改正後	現行
<p>第三の3の(1)から(11)まで((3)の②を除く。)、(13)、(17)、(18)、(22)の2及び(25)から(32)まで並びに第四の3の(15)を参照されたい。</p> <p>第八 自立訓練(機能訓練)</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員(基準第156条第1項第1号)</p> <p>これらの従業者については、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上配置しなければならない。看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員については、それぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。</p> <p>また、これらの従業者のうち、看護職員及び生活支援員については、それぞれ1人以上が常勤でなければならない。</p>	<p>から(11)まで((3)の②を除く。)、(13)、(17)、(18)、(22)の2及び(25)から(32)まで並びに第四の3の(15)を参照されたい。</p> <p>第八 自立訓練(機能訓練)</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員(基準第156条第1項第1号)</p> <p>これらの従業者については、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上配置しなければならない。看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員については、それぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。</p> <p>また、これらの従業者のうち、看護職員及び生活支援員については、それぞれ1人以上が常勤でなければならない。</p> <p>(2) サービス管理責任者(基準第156条第1項第2号)</p> <p>指定療養介護及び指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の(4)及び第五の1の(4)を参照されたい。</p> <p>(3) 訪問による自立訓練(機能訓練)を行う場合(基準第156条第2項)</p> <p>指定自立訓練(機能訓練)は、指定自立訓練(機能訓練)事業所にお</p>

改正後	現 行
	<p>いて行うほか、利用者の居宅を訪問して行うこともできるが、この場合、指定自立訓練（機能訓練）事業所に置くべき従業者の員数とは別に、当該業務を担当する生活支援員を1人以上確保する必要がある。</p> <p>(4) 機能訓練指導員（基準第156条第4項） 指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の1の(3)を参照されたい。</p> <p>(5) 準用（基準第157条） 基準第51条については、指定自立訓練（機能訓練）に準用されるものであることから、第四の1の(7)の①を参照されたい。</p> <p>2 設備に関する基準（基準第158条） 指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の2を参照されたい。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 利用者負担額等の受領（基準第159条）</p> <p>① 利用者負担額の受領等 指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の3の(11)の①、②、④及び⑤を参照されたい。</p> <p>② その他受領が可能な費用の範囲 基準第159条第3項は、指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、</p>

改正後	現 行
	<p>ア 食事の提供に要する費用</p> <p>イ 日用品費</p> <p>ウ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの の支払を受けることとし、訓練等給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである</p> <p>なお、ウの具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。</p> <p>(2) 訓練（基準第 160 条）</p> <p>① 基本方針</p> <p>指定自立訓練（機能訓練）の提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、自立訓練（機能訓練）計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって訓練又は必要な支援を行うものとする。</p> <p>また、指定自立訓練（機能訓練）は、単に身体機能の維持又は向上のための訓練を行うのみならず、利用者が当該指定自立訓練（機能訓練）の訓練期間経過後、地域において自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、当該利用者の生活全般にわたる諸課題を解決するための訓練も含め、総合的な支援を行うものでなければならないこと。</p> <p>② 職員体制</p> <p>基準第 160 条第 3 項に規定する「常時 1 人以上の従業者を訓練に従</p>

改正後	現行
	<p>事させる」とは、適切な訓練を行うことができるように訓練に従事する生活支援員等の勤務体制を定めておくとともに、2以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の常勤の生活支援員の配置を行わなければならないものである。</p> <p>なお、指定自立訓練（機能訓練）の提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に組むものとする。</p> <p>(3) 地域生活への移行のための支援（基準第161条）</p> <p>指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域生活へ移行できるよう、日中活動サービス事業者等と連携し、利用調整等を行うとともに、利用者が真に地域生活に定着し、将来にわたり自立した日常生活が営めるよう、利用者が地域生活へ移行した後、少なくとも6月以上の間は、当該利用者の生活状況の把握及びこれに関する相談援助又は他の障害福祉サービスの利用支援等を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>(4) 準用（基準第162条）</p> <p>① 第9条から第20条まで、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条及び第85条の2から第92条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業に準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)から(10)まで（(3)の②を除く。）、(12)、(13)、(17)、(23)及び(26)から(32)まで並びに第四の3の(6)から(9)まで（(7)の②</p>

改正後	現行
<p>4 共生型障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(1) 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等、指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準（基準第 162 条の 2 及び<u>第 162 条の 4</u>）</p> <p>自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う介護保険法による指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が満たすべき基準は、次のとおりであること。</p>	<p>中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。）  (15)、(17) から (19) まで、(22) 及び (23) 並びに第五の 3 の (4) の 2 から (11) までを参照されたい。</p> <p>② 基準第 162 条の規定により準用される第 10 条については、第五の 3 の (12) の②のとおり取り扱うものとする。</p> <p>③ 同条の規定により準用される第 69 条については、第五の 3 の (12) の③のとおり取り扱うものとする。</p> <p>4 共生型障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(1) 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等、指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準（基準第 162 条の 2 及び<u>第 162 条の 3</u>）</p> <p>自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う介護保険法による指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 従業者の員数</p> <p>指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下この号において「指定通所介護事業所等」という。）の従業者の員数が、共生型自立訓練（機能訓練）を受ける利用者（障害者）の数を含めて当該指定通</p>

改正後	現行
<p><u>(2) 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準（第162条の3）</u></p> <p><u>共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う介護保険法による指定通所リハビリテーション事業者が満たすべき基準は、次のとおりであること。</u></p> <p>① <u>従業員の員数</u></p> <p><u>指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の従業員の員数が、共生型自立訓練（機能訓練）を受け</u></p>	<p>所介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>なお、共生型自立訓練（機能訓練）の管理者と指定通所介護等の管理者を兼務することは差し支えないこと。</p> <p>② 設備</p> <p>指定通所介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。</p> <p>なお、当該設備については、共生型サービスは障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。</p> <p>③ 指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から、指定通所介護事業所等が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>る利用者（障害者）の数を含めて当該指定通所リハビリテーション事業所（同項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）として必要とされる数以上であること。</u></p> <p>② <u>設備</u>  <u>指定通所リハビリテーション事業所として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。</u>  <u>なお、当該設備については、共生型サービスは障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。</u></p> <p>③ <u>指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から、指定通所リハビリテーション事業所が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p><u>(3) 準用（第162条の5）</u></p> <p>① 基準<u>第162条の5</u>の規定により、基準第9条から第20条まで、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第51条、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条、第79条、第85条の2から第92条まで、第155条及び前節（第162条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用されるものであるため、第三の3の（1）、（3）から（10）まで（（3）の②を除く。）、（12）、（13）、（17）、（23）及び（26）から（32）まで並びに第四の1の（7）、3の（6）から（9）まで（（7）の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3</p>	<p><u>(2) 準用（第162条の4）</u></p> <p>① 基準<u>第162条の4</u>の規定により、基準第9条から第20条まで、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第51条、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条、第79条、第85条の2から第92条まで、第155条及び前節（第162条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用されるものであるため、第三の3の（1）、（3）から（10）まで（（3）の②を除く。）、（12）、（13）、（17）、（23）及び（26）から（32）まで並びに第四の1の（7）、3の（6）から（9）まで（（7）の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3</p>

改正後	現行
<p>月に1回以上」とする。)、(15)、(17)から(19)まで、(22)及び(23)並びに第五の3の(4)の2から(11)まで並びに第八の3の(1)及び(2)を参照されたい。</p>	<p>月に1回以上」とする。)、(15)、(17)から(19)まで、(22)及び(23)並びに第五の3の(4)の2から(11)まで並びに第八の3の(1)及び(2)を参照されたい。</p> <p>② ①により準用される第10条については、第五の3の(12)の②のとおり取り扱うものとする。</p> <p>③ ①により準用される基準第58条で定める自立訓練(機能訓練)計画について、指定通所介護事業所等にサービス管理責任者が配置されていない場合については、自立訓練(機能訓練)計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。</p> <p>④ ①により準用される第69条については、第五の3の(12)の③のとおり取り扱うものとする。</p> <p>この場合において、共生型自立訓練(機能訓練)の利用定員は、共生型自立訓練(機能訓練)の指定を受ける指定通所介護事業所等において、同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。</p> <p>(例) 定員20人の場合、利用日によって、共生型自立訓練(機能訓練)の利用者が10人、指定通所介護等の利用者が10人であっても、共生型自立訓練(機能訓練)の利用者が5人、指定通所介護等の利用者が15人であっても、差し支えない。</p>



改正後	現行
<p><u>(4) その他の共生型サービスについて</u></p> <p><u>(5) その他の留意事項</u></p> <p>5 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(1) 基準該当自立訓練（機能訓練）の基準（基準第 163 条）  基準該当生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の 5 の（1）を参照されたい。この場合において第五の 5 の（1）の②の「介護分野」とあるのは、「地域生活（身体）分野」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（基準第 163 条の 2）</u>  <u>基準該当生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の 5 の（2）を参照されたい。この場合において第五の 5 の（2）の④の「介護分野」とあるのは、「地域生活（身体）分野」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(3) 病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準（基準第 163 条の 3）</u>  <u>病院等基準該当自立訓練（機能訓練）は、病院又は診療所が、その地</u></p>	<p><u>(3) その他の共生型サービスについて</u>  共生型生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の 4 の（3）を参照されたい。</p> <p><u>(4) その他の留意事項</u>  共生型生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の 4 の（4）を参照されたい。</p> <p>5 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(1) 基準該当自立訓練（機能訓練）の基準（基準第 163 条）  基準該当生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の 5 の（1）を参照されたい。この場合において第五の 5 の（1）の②の「介護分野」とあるのは、「地域生活（身体）分野」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>域において指定自立訓練（機能訓練）事業所が少ないなど、指定自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して、基準該当障害福祉サービス（自立訓練）を提供した場合をいうものであり、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が満たすべき基準は、次のとおりであること。</u></p> <p><u>① 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。（基準第163条の3第1号）</u></p> <p><u>② 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び看護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は生活支援員について、1人以上（利用者の数が10人を超える場合には、利用者の数を10で除した数以上）配置することが必要である。なお、病院又は診療所は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、病院又は診療所の従業者のうち、実務経験者相当管理者等に、「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「サービス管理責任者研修」（地域生活（身体）分野）及び「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所を利用する障害者の自立訓練（機能訓練）計画を作成することが望ましい。（基準第163条の3第2号）</u></p> <p><u>③ 指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。（基準第163条第3号）</u></p>	

改正後	現行
<p><u>(4)</u> 準用（基準第 164 条）</p> <p>基準第 159 条第 2 項から第 6 項までの規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）について準用されるものであることから、第八の 3 の（1）（第三の 3 の（11）の①を参照する部分を除く。）を参照されたい。</p> <p>第九 自立訓練（生活訓練）</p>	<p><u>(2)</u> 準用（基準第 164 条）</p> <p>基準第 159 条第 2 項から第 6 項までの規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）について準用されるものであることから、第八の 3 の（1）（第三の 3 の（11）の①を参照する部分を除く。）を参照されたい。</p> <p>第九 自立訓練（生活訓練）</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 生活支援員及び地域移行支援員（基準第 166 条第 1 項第 1 号及び第 2 号）</p> <p>① 指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練（生活訓練）のみを行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の場合</p> <p>生活支援員の員数が、常勤換算方法により、利用者の数を 6 で除した数以上でなければならないものであり、この場合、生活支援員について、最低 1 人以上配置することが必要である。</p> <p>また、生活支援員は、1 人以上が常勤でなければならない。</p> <p>② 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の場合</p> <p>生活支援員の員数が、常勤換算方法により、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、指定宿泊型自立訓練の利用者の数を 10 で除した数並びに指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練（生活訓練）の利用者の数を 6 で除した数以上でなければならないものであり、この場</p>

改正後	現行
	<p>合、生活支援員について、最低1人以上配置するとともに、1人以上が常勤でなければならない。</p> <p>また、地域生活へ移行後の住まいに関する情報提供及び地域生活へ移行した利用者の定期的な相談支援等を行う地域移行支援員の員数については、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに1人以上配置することが必要である。</p> <p>(2) サービス管理責任者（基準第166条第1項第3号）  指定療養介護及び指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の(4)及び第五の1の(4)を参照されたい。</p> <p>なお、指定宿泊型自立訓練事業所におけるサービス管理責任者については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があること。</p> <p>(3) 看護職員を配置する場合（基準第166条第2項）  指定自立訓練（生活訓練）事業所において、健康上の管理が必要な利用者があるために看護職員を配置している場合は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、生活支援員及び看護職員の総数が、基準第166条第1項第1号において必要とされる生活支援員の数を満たしていれば足りるものとする。ただし、この場合は、生活支援員及び看護職員のそれぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。</p> <p>(4) 訪問による自立訓練（生活訓練）を行う場合（基準第166条第3項）</p>

改正後	現行
	<p>指定自立訓練(機能訓練)の場合と同趣旨であるため、第八の1の(3)を参照されたい。</p> <p>(5) 準用(基準第167条)</p> <p>基準第51条については、指定自立訓練(生活訓練)に準用されるものであることから、第四の1の(7)の①を参照されたい。</p> <p>2 設備に関する基準</p> <p>(1) 指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練(生活訓練)のみを行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の場合(基準第168条第2項) 指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の2の(1)を参照されたい。</p> <p>(2) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の場合(基準第168条第3項)</p> <p>指定宿泊型自立訓練事業所については、基準第168条第1項に掲げる設備のほか、居室及び浴室を設ける必要があること。この場合、当該居室の定員は1人とし、その面積は、収納設備等を除いて7.43㎡以上とすること。</p> <p>ただし、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者福祉ホーム、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設及び知的障害者通勤寮が指定自立訓練(生活訓練)事業所に転換した場合には、居室の定員及び面積について、次のとおり経過措置が設けられていること(基準附則第20条第2項)。</p> <p>① 居室の定員</p>

改正後	現行
	<p>ア 精神障害者生活訓練施設及び精神障害者入所授産施設 2人以下</p> <p>イ ア以外の施設 4人以下（ただし、法施行に伴い廃止された「指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等基準」という。）」附則第4条に規定する経過措置により居室の定員を「原則として4人以下」としている指定知的障害者通勤寮については、「原則として4人以下」として差し支えないこと。）</p> <p>② 居室の面積</p> <p>ア 精神障害者生活訓練施設及び精神障害者入所授産施設 利用者1人当たりの床面積が4.4㎡以上</p> <p>イ ア以外の施設 利用者1人当たりの床面積が6.6㎡以上（ただし、旧知的障害者更生施設等基準附則第4条に規定する経過措置により、入所者1人当たりの床面積を「3.3㎡以上」としている指定知的障害者通勤寮については、「3.3㎡以上」として差し支えないこと。）</p> <p>(3) 訓練・作業室等の面積及び数</p> <p>指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の2の(2)を参照されたい。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) サービスの提供の記録（基準第169条の2）</p> <p>① 基準第169条の2第1項については、指定居宅介護の場合と同趣旨であるため、第三の3の(9)の①を参照されたい。</p>

改正後	現 行
	<p>② 基準第 169 条の 2 第 2 項については、指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の 3 の (2) の①を参照されたい。</p> <p>③ 基準第 169 条の 2 第 3 項については、指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の 3 の (2) の②を参照されたい。</p> <p>(2) 利用者負担額等の受領 (基準第 170 条)</p> <p>① 利用者負担額の受領等 指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の 3 の (11) の①、②、④及び⑤を参照されたい。</p> <p>② 指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練 (生活訓練) におけるその他受領が可能な費用の範囲 基準第 170 条第 3 項の規定は、指定自立訓練 (生活訓練) 事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練 (生活訓練) において提供される便宜に要する費用のうち、 ア 食事の提供に要する費用 イ 日用品費 ウ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、訓練等給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。 なお、ウの具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。</p> <p>③ 指定宿泊型自立訓練におけるその他受領が可能な費用の範囲</p>

改正後	現行
	<p>同条第4項の規定は、指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第1項及び第2項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、</p> <p>ア 食事の提供に要する費用</p> <p>イ 光熱水費</p> <p>ウ 居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>エ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、訓練等給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</p> <p>なお、ウについては、国若しくは地方公共団体の補助金等（いわゆる民間補助金を含む。）により建設され、買収され又は改造された建物（建設等費用の全額を補助金等により賄った場合に限る。）を用いて、指定宿泊型自立訓練を提供する場合においては、利用者に対し、当該費用についての負担を求めることはできないものである。</p> <p>また、エの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18年12月6日障発第1206002号当職通知）によるものとする。</p> <p>(3) 利用者負担額に係る管理（基準第170条の2）</p> <p>指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者が同一の月に、指定自立訓練（生活訓練）以外の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該月における利用者負担額合計額を算定しなければならない（ただ</p>



改正後	現行
	<p>し、指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者以外の者である場合は、支給決定障害者の依頼を受けて算定する。) こととされたが、その具体的な取扱いについては、別に通知するところによるものとする。</p> <p>(4) 記録の整備 (基準第 170 条の 3)</p> <p>指定自立訓練 (生活訓練) 事業者は、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。なお、基準第 170 条の 3 第 2 項により、指定自立訓練 (生活訓練) 事業者は、指定自立訓練 (生活訓練) の提供に関する諸記録のうち、少なくとも次に掲げる記録については、当該自立訓練 (生活訓練) を提供した日から、少なくとも 5 年以上保存しておかなければならないとしたものである。</p> <p>① 指定自立訓練 (生活訓練) に関する記録</p> <p>ア 基準第 171 条において準用する基準第 58 条第 1 項の規定により作成する自立訓練 (生活訓練) 計画</p> <p>イ 基準第 169 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定するサービスの提供の記録</p> <p>ウ 基準第 171 条において準用する基準第 35 条の 2 第 2 項に規定する身体拘束等の記録</p> <p>エ 基準第 171 条において準用する基準第 39 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>オ 基準第 76 条において準用する基準第 40 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>② 基準第 171 条において準用する基準第 88 条に規定する市町村への</p>

改正後	現行
	<p>通知に係る記録</p> <p>(5) 準用（基準第 171 条）</p> <p>① 第 9 条から第 18 条まで、第 20 条、第 23 条、第 28 条、第 33 条の 2、第 35 条の 2 から第 41 条まで、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 74 条、第 85 条の 2 から第 92 条まで、第 160 条及び第 161 条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業に準用されることから、第三の 3 の（1）、（3）から（8）まで（（3）の②を除く。）、（10）、（13）、（17）、（23）及び（26）から（32）まで並びに第四の 3 の（6）から（9）まで（（7）の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。）、（15）、（17）、（19）、（22）及び（23）並びに第五の 3 の（4）の 2 から（11）まで並びに第八の 3 の（2）及び（3）を参照されたい。</p> <p>② 基準第 171 条の規定により準用される第 10 条については、第五の 3 の（12）の②のとおり取り扱うものとする。</p> <p>③ 同条の規定により準用される第 69 条については、第五の 3 の（12）の③のとおり取り扱うものとする。</p> <p>4 共生型障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(1) 共生型自立訓練（生活訓練）を行う指定通所介護事業者等及び指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準（基準第 171 条の 2 及び第 171 条の 3）</p> <p>自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型</p>

改正後	現 行
	<p>自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う介護保険法による指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 従業者の員数</p> <p>指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下この号において「指定通所介護事業所等」という。）の従業者の員数が、共生型自立訓練（生活訓練）を受ける利用者（障害者）の数を含めて当該指定通所介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>なお、共生型自立訓練（生活訓練）の管理者と指定通所介護等の管理者を兼務することは差し支えないこと。</p> <p>② 設備</p> <p>指定通所介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。</p> <p>なお、当該設備については、共生型サービスは障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーテーション等の仕切りは、不要であること。</p> <p>③ 指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から、指定通所介護事業所等が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けて</p>

改正後	現行
	<p>いること。</p> <p>(2) 準用（第 171 条の 4）</p> <p>① 基準第 171 条の 4 の規定により、基準第 9 条から第 18 条まで、第 20 条、第 23 条、第 28 条、第 33 条の 2、第 35 条の 2 から第 41 条まで、第 51 条、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 74 条、第 79 条、第 85 条の 2 から第 92 条まで、第 160 条、第 161 条、第 165 条及び前節（第 169 条及び第 171 条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用されるものであるため、第三の 3 の（1）、（3）から（8）まで（（3）の②を除く。）、（10）、（13）、（17）、（23）及び（26）から（32）まで並びに第四の 1 の（7）、3 の（6）から（9）まで（（7）の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。）、（15）、（17）から（19）まで及び（22）、（23）並びに第五の 3 の（4）の 2 から（11）まで並びに第八の 3 の（2）及び（3）並びに第九の 3 の（1）から（3）まで（（2）の③を除く。）を参照されたい。</p> <p>② ①により準用される第 10 条については、第五の 3 の（12）の②のとおり取り扱うものとする。</p> <p>③ ①により準用される基準第 58 条で定める自立訓練（生活訓練）計画について、指定通所介護事業所等にサービス管理責任者が配置されていない場合については、自立訓練（生活訓練）計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、高齢者介護の提供について豊富な知</p>

改正後	現 行
	<p>識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。</p> <p>④ ①により準用される第 69 条については、第五の 3 の (12) の③のとおり取り扱うものとする。</p> <p>この場合において、共生型自立訓練（生活訓練）の利用定員は、共生型自立訓練（生活訓練）の指定を受ける指定通所介護事業所等において、同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。</p> <p>（例） 定員 20 人の場合、利用日によって、共生型自立訓練（生活訓練）の利用者が 10 人、指定通所介護等の利用者が 10 人であっても、共生型自立訓練（生活訓練）の利用者が 5 人、指定通所介護等の利用者が 15 人であっても、差し支えない。</p> <p>(3) その他の共生型サービスについて 共生型生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の 4 の (3) を参照されたい。</p> <p>(4) その他の留意事項 共生型生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の 4 の (4) を参照されたい。</p> <p>5 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p>

改正後	現 行
<p>第十 就労移行支援</p> <p>1 人員に関する基準</p>	<p>(1) 基準該当自立訓練（生活訓練）の基準（基準第 172 条）  基準該当生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の 5 の（1）を参照されたい。この場合において第五の 5 の（1）の②の「介護分野」とあるのは、「地域生活（知的・精神）分野」と読み替えるものとする。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（基準第 172 条の 2）  生活介護の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の場合と同趣旨であるため、第五の 5 の（2）を参照されたい。この場合において第五の 5 の（2）の④の「介護分野」とあるのは、「地域生活（知的・精神）分野」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) 準用（基準第 173 条）  基準第 159 条第 2 項から第 6 項までの規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）について準用されるものであることから、第八の 3 の（1）（第三の 3 の（11）の①を参照する部分を除く。）を参照されたい。</p> <p>第十 就労移行支援</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 職業指導員及び生活支援員（基準第 175 条第 1 項第 1 号）  職業指導員及び生活支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を 6 で除した数以上でなければならないもの</p>